

群馬県交通安全条例の一部改正について（最終案）

県土整備部道路管理課交通安全対策室

1 改正の趣旨

県では、群馬県交通安全条例（以下「条例」という。）において、「交通安全県・群馬」の確立を目指し、交通事故防止対策を推進しています。現在は条例により、自転車損害賠償保険（以下「自転車保険」という。）は加入が努力義務とされていますが、近年の自転車事故による高額賠償事案に鑑み、被害者救済を図るため、自転車保険の加入を義務化するとともに、自転車乗用中における交通事故の被害軽減を図るため、自転車用ヘルメットの着用を努力義務化することを検討しています。

2 改正の概要

- (1) 自転車を利用する者等に対して、自転車保険の加入を義務とします（罰則なし）。
- (2) 自転車を利用する者等に対して、自転車用ヘルメットの着用について努力義務とします。

区分	現行	改正後
自転車保険加入	努力義務 ・利用者	義務 ・利用者（未成年者を除く。） ・保護者 ・事業者 ・自転車貸付事業者
ヘルメット着用	規定なし	努力義務

3 改正最終案について

本年4月21日から5月20日までの間、素案について意見を募集しました。その後、群馬県道路交通法施行細則（昭和54年3月16日公安委員会規則第1号）の一部改正の手続が行われていることから、これに合わせて群馬県交通安全条例の最終案をまとめたものです。

【素案の変更点】

区分	素案	最終案
第6条	県は（中略） <u>幼児（6歳未満の者をいう。以下同じ）</u> から高齢者に至るまでの各年齢層を対象とした交通安全教育を推進するとともに、交通安全教育に関し情報の提供その他の必要な措置を講ずるものとする。	県は、（中略） <u>幼児から高齢者に至るまでの各年齢層</u> を対象とした交通安全教育を推進するとともに、交通安全教育に関し情報の提供その他の必要な措置を講ずるものとする。
第9条の2 第2項	自転車利用者は（中略） <u>幼児</u> を乗車させるときは当該 <u>幼児</u> に乗車用ヘルメットを着用させるよう努めなければならない。	自転車利用者は（中略） <u>小学校就学の始期に達するまでの者</u> を乗車させるときは、当該 <u>小学校就学の始期に達するまでの者</u> に乗車用ヘルメットを着用させるよう努めなければならない。

4 今後の予定

- (1) 公布
令和2年10月20日（火）（予定）
- (2) 施行
令和3年4月1日（木）（予定）